

入 札 説 明 書

件名：新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務

(中央区・西区)

令和7年6月

新潟市教育委員会事務局学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（１） 件名及び数量

新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務（中央区・西区） 一式

（２） 履行の内容等

仕様書のとおり

（３） 履行場所

新潟市教育委員会事務局学務課が指定する場所

（４） 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（36 ヶ月間）

なお、本調達は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

（５） 入札方法

契約総価のうち、「**6ヶ月分の金額（月額×6ヶ月）**」（**契約初年度分**）をもって入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

（１） 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

（２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（３） 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3 問い合わせ先

新潟市教育委員会事務局学務課

郵便番号 951-8550

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 4 階

電 話 025-226-3168 (直通)

ファクス 025-226-0042

電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に秘密保持誓約書（別記様式第2号）を添えて、令和7年7月11日（金）午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

(2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第3号）により届け出ること。

(3) 別添の仕様書の別紙3「教育ネットワーク概念図」については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上不備がないことを確認した後、入札参加者が提出した一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に記載の連絡先に電子メールで交付する。

(4) 競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を、入札参加者が提出した一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に記載の連絡先に令和7年7月23日（水）までに電子メールで交付する。

5 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時、場所

令和7年8月1日（金）午後2時20分

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地

古町ルフル 4 階 401 会議室

(2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和7年7月24日（木）から令和7年7月31日（木）午後5時までに第3項の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第4号）を令和7年6

月 20 日（金）から令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時までに第 3 項の場所へ電子メールにより提出すること。

（４） 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

（５） 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

（６） 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

（７） 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第 4 項第 3 号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、委任状（別記様式第 6 号）を提出すること。

（８） 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

（９） 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第 5 号）を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 件名及び数量

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

（１０） 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

（１１） 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第 7 号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

（１２） 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

（１３） 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

(19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

(1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を失格とする場合がある。

10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から起算して10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和7年7月4日（金）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16 その他

（1） 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

（2） 本調達は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

一般競争入札参加申請書

令和7年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)所在地

称号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項	目	摘	要
入 札 公 告 年 月 日		令和7年6月20日	
公 告 番 号		新潟市契約公告第49号	
件 名		新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等 機器保守業務（中央区・西区）	
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		☐ 済 ☐ 申請中 業 者 コード：	
添 付 書 類		秘密保持誓約書（別記様式第2号）	
連絡先	担 当 者		
	電 話		
	ファクス		
	電子メール		

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、「新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務（中央区・西区）」（以下「本件」という。）の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 この秘密保持誓約書（以下「本誓約」という。）は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- （1） 公知の情報
- （2） 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- （3） 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（情報の返還）

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む）を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

（損害賠償）

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和7年 月 日

（乙）所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

（押印不要）

入 札 辞 退 届

件 名：新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保
守業務（中央区・西区）

上記について，都合により入札を辞退します。

新潟市長 様

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

質 疑 書

令和7年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号)

)

(ファックス番号)

)

- 1 公告番号 新潟市契約公告第 49 号
2 件 名 新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守
業務（中央区・西区）

質 疑 事 項

- 注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注2 提出期限は令和7年7月3日（木）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。
- 注3 回答は、提出期限後7日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入 札 書

年 月 日

新 潟 市 長 様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

金 額		百		千		円	
履 行 場 所	新潟市教育委員会事務局学務課が指定する場所						
件 名	品 質・規 格	数 量		単 価		金 額	
新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務（中央区・西区）	仕様書のとおり	6ヶ月					

（注）入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます。

〇〇年〇月〇〇日

住所 ○○県○○市○○区○町
 ○丁目○○番○○号

氏 名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ (印)

受 任 者 ○○ ○○ (印)

- ・ 代表者本人が入札する場合は記入不要です。
- ・ 委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

6ヶ月分（契約初年度分）の税抜金額を記入してください。下記内訳の「金額」欄に記載の額と同額になります。

月額（税抜）を記入してください。

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

令和 7 年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者	住 所	
	氏 名	印
受 任 者	氏 名	印

記

件 名	新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務 (中央区・西区)
-----	---

委 任 状

令和7年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町
○○丁目○○番○○号

氏 名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印

受任者氏名 ○○ ○○

印

記

件 名 新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務
(中央区・西区)

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

1 委託業務の名称 新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務
（中央区・西区）

2 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり

3 履行場所 別紙仕様書のとおり

4 履行期間 令和7年10月1日 から 令和10年9月30日 まで

5 契約金額

委託料	月額	金	円
消費税及び地方消費税額	月額	金	円
小計	月額	金	円

内訳	小学校分（教育委員会分を含む）	月額	金	円
	中学校分	月額	金	円
	高等学校・中等教育学校分	月額	金	円
	幼稚園分	月額	金	円
	特別支援学校分	月額	金	円

なお、契約総額及び各年度の委託料については別表のとおりとする。

6 契約保証金 金 _____ 円 納付 又は 免除 又は ●●●の保証

7 特約条項 業務委託契約条項のとおり

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙
印

(別表)

委託料の内訳

対象期間	月数	委託料 (税込)	うち消費税及び 地方消費税の額
令和7年10月1日～令和8年3月31日	6	円	円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	12	円	円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	12	円	円
令和10年4月1日～令和10年9月30日	6	円	円
契約総額	36	円	円

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなけ

ればならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
- 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
- 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であつて、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。
- (談合その他不正行為による解除)
- 第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを行う。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求を行う。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第27条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、
甲乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第29条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市教育情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第30条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市教育情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市教育情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産 次に掲げるものをいう。

- ア 本市教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク、その情報ネットワーク上の情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- イ 本市教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びその情報ネットワーク上の情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及び情報ネットワーク図等のシステム関連文書
- エ イ及びウと同等の資産価値を有する情報

(2) マルウェア パソコンやスマートフォンなどのデバイス機器やOSなどに不正な操作や有害をもたらす操作を意図したソフトウェアの総称をいう。

(3) 管理区域 ネットワークの基幹機器及び機密性3の情報を取り扱う情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。（ここでは、機密性3とは、「教育委員会及び学校・園で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産」をいう。）

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

- 2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
- 3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

- 2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、第2条第1項第1号イ及びウに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び

故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

（機器の管理）

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の教育ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の教育ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

（機器の持ち込み）

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

（マルウェア対策）

第13条 乙は、マルウェアの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

（試験データの取扱）

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

（管理区域における入退室）

第16条 乙は、管理区域に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第17条 乙は、管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の教育ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める新潟市教育情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器
保守業務委託仕様書（中央区・西区）

令和 7 年 6 月

新潟市教育委員会事務局学務課

目次

1. 業務の名称	1
2. 委託期間	1
3. 履行場所	1
4. 本業務の目的	1
5. 業務の対象範囲	1
5.1. 学校等	1
5.2. ハードウェア	1
5.3. ソフトウェア	2
5.4. ネットワーク	2
6. 業務の内容	3
6.1. 運用支援業務	3
6.2. 障害対応	3
6.3. コンピュータウイルスおよびセキュリティ対策業務	4
6.4. 教職員用コンピュータの移設	5
6.5. 除外事項	5
7. 保守体制	6
7.1. 作業体制	6
7.2. 連絡受付方法	6
7.3. 連絡受付時間	6
7.4. 技術員派遣体制	6
7.5. 技術員の要件	6
8. 成果物	6
8.1. 成果物の種類および納期等	6
8.2. 納品形態	7
8.3. 納入場所	7
9. 作業条件	7
9.1. 身分証明	7
9.2. 交通費など	7
10. 留意事項	7
10.1. 業務遂行	7
10.2. 法令等の遵守	8
10.3. 機密性の遵守	8
10.4. 検査監督権	8
10.5. 契約不適合責任	8
10.6. 提言・助言	8

10.7.	業務評価の特記仕様.....	8
-------	----------------	---

1. 業務の名称

新潟市学校等内ネットワークおよびコンピュータ等機器保守業務（中央区・西区）
（以下「本業務」という。）

2. 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 10 年 9 月 30 日 まで（36 か月）

3. 履行場所

新潟市教育委員会事務局学務課（以下「本市」という。）が指定する場所

4. 本業務の目的

本業務は、新潟市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校）、新潟市立幼稚園、新潟市教育委員会（教育委員会事務局、総合教育センター、教育相談センター、各区教育支援センター）（総称して以下「学校等」という。）に設置するコンピュータ等の機器の保守や運用支援を行い、教職員が円滑に業務を推進できる環境を整備することを目的とする。

5. 業務の対象範囲

5.1. 学校等

本業務の対象とする学校等は、別紙 1「保守対象拠点一覧」のとおりとする。

なお、学校等の新設、統廃合等により保守対象拠点に変更が生じた場合は、本市と受託者とで協議のうえ、変更契約を締結することができるものとする。

5.2. ハードウェア

本業務の対象とするハードウェアは、「表 1 保守対象ハードウェア」に記載のとおりとする。また、学校等ごとのコンピュータ等の台数は、別紙 2「保守対象コンピュータ台数一覧」に示すとおりとする。

表 1 保守対象ハードウェア

区分	概要
教職員用コンピュータ	・ 教職員が校務で使用するコンピュータ ・ 教職員が共同で使用するコンピュータ
教育用コンピュータ	・ 生徒が学習で使用するコンピュータ ・ 教育用サーバ ・ 教育用コンピュータ整備事業で導入した周辺機器（プロジェクタ、電子黒板、教材提示装置、イメージスキャナ、

区分	概要
	デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、プリンタなど)
教育ネットワーク端末	・ 教育委員会事務局職員が教育ネットワークに接続して使用するコンピュータ
出退勤打刻用タブレット	・ 教職員の出退勤を打刻するためのタブレット型コンピュータ
その他	・ 栄養教諭用コンピュータ（教育委員会事務局保健給食課所管）、地域教育コーディネータ用コンピュータ（教育委員会事務局生涯学習推進課所管） ・ 学校等に整備されたプリンタや NAS など学校等内ネットワークに接続された機器、学校等内ネットワークに接続されたコンピュータに接続して使用する機器 ※ GIGA スクール構想により整備した学習用端末、指導者用端末、無線アクセスポイントは本業務の対象外とする。

5.3. ソフトウェア

本業務の対象ソフトウェアは、「表 2 保守対象ソフトウェア」に示すとおりとする。

表 2 保守対象ソフトウェア

ソフトウェア名称	概要
オペレーティングシステム	「表 1 保守対象ハードウェア」に記載のコンピュータにインストールされた、オペレーティングシステム
プリンタドライバ	「表 1 保守対象ハードウェア」に記載のプリンタを使用するためのプリンタドライバ
ホームページビルダー	学校等のホームページ更新用のソフトウェア
Microsoft Office	Word、Excel、PowerPoint
一太郎	文書作成用のソフトウェア
デジピックス	画像編集用のソフトウェア

5.4. ネットワーク

教育ネットワーク用ルータより下流（学校等内側）のネットワークおよびネットワーク機器を本業務の対象とする。教育ネットワークの構成は、別紙 3「教育ネットワーク概念図」に記載のとおりとする。

6. 業務の内容

受託者は、次に記載の業務を実施すること。なお、過去5か年の保守業務実績件数は、別紙4「保守業務実績件数」のとおり。

6.1. 運用支援業務

学校等からの業務上必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワークについての問い合わせに対し、技術員の派遣や教職員用マニュアル等の資料を作成・配布し、学校等の業務が支障なく円滑に行えるよう支援すること。

なお、学校等のうち教育委員会事務局、総合教育センター、教育相談センター、各区教育支援センターからの一次問い合わせは本市にて対応するものとし、現場での対応が必要な場合は、技術員の派遣について、本市が受託者に指示する。

(1) ハードウェア

- ・ 公的に整備したハードウェアに関する使用方法、設定方法等についての問い合わせに対し、回答を行うこと。

(2) ソフトウェア

- ・ 公的に整備したソフトウェアに関する使用方法、設定方法等についての問い合わせに対し、回答を行うこと。
- ・ オペレーティングシステムおよびその他公的に整備したソフトウェアに関して重要なアップデート案件が発生した場合、本市の指示に従い、学校等のアップデート作業の支援を行うこと。

(3) ネットワーク

- ・ コンピュータ教室および職員室内の機器の配置、ネットワーク配線、IPアドレスなどネットワークに関する設定情報を確認し、学校等内のネットワークに関する問い合わせに対し、回答を行うこと。

6.2. 障害対応

学校等から障害に関する問い合わせがあった場合、復旧を試みる教職員への支援を行うこと。現場での対応が必要な場合は、速やかに技術員を派遣し、障害の原因を切り分け、正常動作まで復旧作業を行うこと。復旧後、障害の発生原因や、再発防止策等について学校等に指導・助言を行うこと。

また、故障修理については、機器等のメーカー保証や動産保険の適用可否を確認し、適用可能な場合は積極的に活用すること。動産保険の適用にあたっては、故障機器の写真や修理に要する見積書の提供など動産保険申請に係る書類を作成すること。

なお、学校等のうち教育委員会事務局、総合教育センター、教育相談センター、各区教育支援センターからの一次問い合わせは本市にて対応するものとし、現場での対応が必要な場合は、技術員の派遣について、本市が受託者に指示する。

(1) ハードウェア

- ・ 機器のメーカーによらず故障箇所、原因の特定をすること。

- ・故障機器の修理を行うこと。修理は、受託者が行うことを原則とするが、メーカー修理が必要な故障の場合は、学校等に状況を説明し、了承を得たうえで、学校等より故障機器を引き取り、速やかにメーカーへ修理を依頼すること。修理後、メーカーから引き渡しを受けた場合は速やかに学校等に設置すること。なお、栄養教諭用コンピュータ（教育委員会事務局保健給食課所管）、地域教育コーディネータ用コンピュータ（教育委員会事務局生涯学習推進課所管）については、修理が必要となった場合に本市に連絡し、対応に関する指示を受けること。
- ・サーバ、カラーコピーシステムおよび職員室設置のレーザプリンタの修理は、現場にて行うことを原則とする。
- ・ハードディスクの交換等を行う場合は、学校等の指定する読取可能なデータを退避すること。
- ・コンピュータ等の復旧後は、各種設定と退避したデータの復元を行うこと。
- ・教職員用コンピュータ、教育ネットワーク端末、出退勤打刻用タブレットにおいて速やかな復旧が見込まれない場合、本市の指示に基づき、代替機を設置、設定すること。なお、代替機は本市が用意するが、故障機と同一の機種とは限らない。

(2) ソフトウェア

- ・公的に整備したソフトウェアについて障害箇所、原因の特定を行うこと。
- ・再インストール、再設定などの復旧作業を行うこと。その際、学校等が指定するデータを退避するとともに、特に重要なデータについては、学校等自身で退避するよう指示すること。復旧後は退避したデータの復元を行うこと。

(3) ネットワーク

- ・学校等内のネットワークについて障害箇所、原因の特定をすること。その際、障害箇所、原因の特定に必要な機器については受託者が用意すること。
- ・ネットワーク機器の再設定、交換などの復旧作業を行うこと。

6.3. コンピュータウイルスおよびセキュリティ対策業務

本項目で定める業務は、「表3 セキュリティ対策業務対象端末一覧」に示す端末のみを対象とする。

表3 セキュリティ対策業務対象端末一覧

校種	対象端末
中等教育学校	各校4台ずつ設置されている教育ネットワークに接続されていない教職員用コンピュータ
高等学校	

(1) コンピュータウイルス対策

- ・コンピュータウイルス対策ソフトが正常に稼動するよう支援すること。正常稼動していない場合、復旧作業を行うこと。
- ・「表3 セキュリティ対策業務対象端末一覧」にインストールされているコ

ンピュータウイルス対策ソフトについて、重要なアップデート案件が発生した場合は、本市の指示に従い、学校等にアップデートの方法を指導、支援すること。

- ・ コンピュータウイルスについての問い合わせに対し、助言等の支援を行うこと。
- ・ 学校等からウイルス検知の連絡があった場合、直ちに感染拡大防止、駆除、復旧等の方法について学校等に助言、指導するとともに、検知端末の感染、駆除状況を現場で確認し、今後の対応策について協議すること。なお、ウイルス感染によるコンピュータのリカバリやレジストリ修復などの手動駆除作業および大規模な復旧作業は、本業務の対象外とする。

(2) 情報セキュリティ対策

- ・ 本市および学校等の求めに応じて、情報セキュリティ対策についての助言、技術動向など業務の参考となる情報を提供すること。

6.4. 教職員用コンピュータの移設

人事異動による学校等（教育委員会事務局、総合教育センター、教育相談センター、各区教育支援センターを除く）の教職員数の増減に伴い、教職員用コンピュータの設定・移設を行うこと。移設する学校等、台数、移設期限および詳細な設定内容については、本市がその都度指示を行う。なお、過去5か年の移設実績は別紙5「教職員用コンピュータ移設実績表」のとおり。

(1) 移設機器

- ・ 本市が指定する教職員用コンピュータ
- ・ 教職員用コンピュータに付属するマウス、AC アダプター、電源コード、USB-LAN 変換アダプター

(2) 移設業務内容

- ・ 移設元の学校等から移設対象機器の撤去
- ・ 端末イメージの復元
- ・ セキュリティソフトのインストール
- ・ IT 資産管理ソフトのインストール
- ・ ドメイン参加
- ・ 本市の指示に従い移設対象機器の設定および移設先の学校等への設置

6.5. 除外事項

次の事項については、本業務の範囲に含まれないものとする。

- ・ 修理に必要な部品料
- ・ メーカー対応修理にかかる作業料、出張費および輸送費
- ・ 有償アップデート費用
- ・ 機器の消耗品の供給
- ・ 本市、学校等の要求による装置の改造

- ・ 定期的な機器等の日常清掃、点検
- ・ ディスク等の破損によって生じたデータの復旧作業
- ・ 予期されない天災地変による故障の修復

7. 保守体制

7.1. 作業体制

「保守および連絡体制図」および「作業従事者名簿」を、契約締結後速やかに本市に提出すること。変更が生じた場合はその都度速やかに提出すること。

また、委託期間開始後速やかに学校等（教育委員会事務局、総合教育センター、教育相談センター、各区教育支援センターを除く）に対してサポート窓口等の周知を行うこと。

7.2. 連絡受付方法

電話、ファクス、電子メールによる受付・サポート窓口を設け、保守対象拠点全ての受付業務を同一窓口で行うこと。受付の電話回線は、電話番号固定で2回線以上開設すること（1回線については固定電話とする）。

また、電子メール、ファクスの受信は24時間365日可能とすること。

7.3. 連絡受付時間

受付時間は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から1月3日の期間を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

7.4. 技術員派遣体制

受付後、必要に応じて速やかに技術員を派遣できる体制をとること。重大な障害が発生し、緊急対応が必要な場合は、受付から120分以内に現場へ技術員を派遣できる体制をとること。

7.5. 技術員の要件

サーバ、コンピュータ、プリンタ等周辺機器、ネットワーク、ソフトウェア等について全般にわたる支援が行えること。

8. 成果物

8.1. 成果物の種類および納期等

本業務の成果物を「表4 成果物一覧」に示す。

表 4 成果物一覧

成果物名称	内容	納入時期
保守業務実施報告書	学校等から寄せられた問い合わせ内容 およびその回答・対応内容について一 覧形式で記載した月ごとの報告書	毎月 10 日まで（土日祝日 の場合は翌営業日）
学校等内ネットワー ク接続機器 IP アドレ ス等設定情報一覧	毎年 11 月 1 日時点の学校等内のネット ワークに接続している機器の IP アドレ ス等の設定情報を一覧形式で記載した 資料（教育委員会事務局、総合教育セ ンター、教育相談センター、各区教育 支援センターは作成対象から除く）	毎年 12 月 28 日まで

8.2. 納品形態

電子データで納入することとし、電子データ納入時には、納品書を合わせて提出すること。

また、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示したうえで納品すること。

8.3. 納入場所

本市が指定する場所とする。

9. 作業条件

受託者は、本業務を進めるにあたり、次の記載内容を遵守すること。

9.1. 身分証明

受託者は、学校等で作業をする際は社名入りの名札等を第三者から見えやすい箇所に着用すること。

9.2. 交通費など

本業務の実施にあたり、受託者が必要とする交通費・宿泊費などは、受託者が負担すること。

10. 留意事項

10.1. 業務遂行

本業務を遂行するうえで新たに発生した事項については、本市と受託者とで十分な協議を行ったうえで対応すること。

10.2. 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、業務責任者の責任において、再委託先を含む受託者配下の作業従事者に対し、本仕様書および本契約書で定める事項、関係法令および本市の条例、規則、要綱などを遵守・理解するよう徹底させること。

なお、本市で定める規程類は、本市のホームページの例規集および要綱集に掲載のとおり。

URL : <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/index.html>

10.3. 機密性の遵守

受託者は、本市の重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原則（機密性・完全性・可用性）を理解しなければならない。

特に成果物の作成や本市の情報資産を扱う作業、学校等内で作業を行う際は、本市が定める新潟市教育情報セキュリティポリシーと同水準以上で作業を行うこと。

また、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人の権利および利益を侵害してはならず、本件業務の履行により知り得た本業務および関連する業務の内容を、第三者に一切漏らしてはならない。

10.4. 検査監督権

受託者は、本市から受けた、作業現場の实地調査を含めた受託者の作業に対する検査監督および作業の実施に係る指示に従うこと。

10.5. 契約不適合責任

本業務の契約不適合責任期間は、検収完了後1年間とする。

10.6. 提言・助言

受託者は、本業務を遂行するにあたり、ICTや業務に関する専門的知識・経験、技術情報、省庁・他自治体の動向について、積極的に本市へ提言・助言を行うこと。

10.7. 業務評価の特記仕様

本市は、本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について「表5 業績評価基準」により評価し、記録を保存する。

また、受託者は、評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。なお、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ない。

表5 業績評価基準

評価	評価基準
1	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
2	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を

評価	評価基準
	得た。
5	仕様を達成できなかった。(契約解除など)

No	区分	区	学番	拠点名	住所	電話番号
23	01:小学校	03:中央区	1301	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	025-266-3181
24	01:小学校	03:中央区	1302	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	025-266-2166
25	01:小学校	03:中央区	1303	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地3	025-265-4111
26	01:小学校	03:中央区	1304	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	025-222-5111
27	01:小学校	03:中央区	1305	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	025-228-3059
28	01:小学校	03:中央区	1306	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	025-229-3682
29	01:小学校	03:中央区	1310	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	025-245-4488
30	01:小学校	03:中央区	1311	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	025-247-5326
31	01:小学校	03:中央区	1312	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	025-286-6796
32	01:小学校	03:中央区	1313	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	025-283-7258
33	01:小学校	03:中央区	1314	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	025-284-7253
34	01:小学校	03:中央区	1315	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	025-247-6218
35	01:小学校	03:中央区	1316	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	025-285-6795
36	01:小学校	03:中央区	1317	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	025-266-7176
37	01:小学校	03:中央区	1318	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	025-244-1458
38	01:小学校	03:中央区	1319	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番地28号	025-284-5767
39	01:小学校	03:中央区	1320	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	025-286-2955
40	01:小学校	03:中央区	1321	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	025-246-9225
74	01:小学校	07:西区	1701	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	025-265-3231
75	01:小学校	07:西区	1702	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	025-269-2004
76	01:小学校	07:西区	1703	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	025-262-3121
77	01:小学校	07:西区	1704	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	025-239-2044
78	01:小学校	07:西区	1705	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	025-239-2019
79	01:小学校	07:西区	1706	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	025-261-1401
80	01:小学校	07:西区	1707	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	025-262-2265
81	01:小学校	07:西区	1708	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	025-267-0433
82	01:小学校	07:西区	1709	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	025-267-1850
83	01:小学校	07:西区	1710	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	025-269-3117
84	01:小学校	07:西区	1711	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	025-231-3201
85	01:小学校	07:西区	1712	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	025-260-2117
86	01:小学校	07:西区	1713	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	025-261-0480
87	01:小学校	07:西区	1714	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	025-231-9611
88	01:小学校	07:西区	1715	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地/乙	025-377-2046
89	01:小学校	07:西区	1716	黒崎南小学校	新潟市西区木場911番地1	025-370-1170
90	01:小学校	07:西区	1717	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	025-377-2114
91	01:小学校	07:西区	1718	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	025-377-5521
92	01:小学校	07:西区	1719	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	025-201-7172
93	01:小学校	07:西区	1791	内野小学校希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地	025-262-2075
123	02:中学校	03:中央区	2301	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	025-266-4131
124	02:中学校	03:中央区	2302	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	025-285-7201
125	02:中学校	03:中央区	2303	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	025-266-2136
126	02:中学校	03:中央区	2304	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	025-228-4923
127	02:中学校	03:中央区	2305	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	025-228-6547
128	02:中学校	03:中央区	2307	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	025-247-5341
129	02:中学校	03:中央区	2308	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	025-284-6166
130	02:中学校	03:中央区	2309	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	025-286-5369
149	02:中学校	07:西区	2701	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	025-269-2009
150	02:中学校	07:西区	2702	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	025-262-3161
151	02:中学校	07:西区	2703	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	025-239-2029
152	02:中学校	07:西区	2704	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	025-262-4332
153	02:中学校	07:西区	2705	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	025-267-1851
154	02:中学校	07:西区	2706	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	025-260-1490
155	02:中学校	07:西区	2707	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	025-233-1825
156	02:中学校	07:西区	2708	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	025-377-2049
157	02:中学校	07:西区	2791	内野中学校希望が丘分校	新潟市西区五十嵐3の町9952番地	025-262-2075
164	03:中等教育学校	03:中央区	6301	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	025-286-9811
165	04:高等学校	03:中央区	4301	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	025-241-0193
166	04:高等学校	03:中央区	4302	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	025-246-3535
167	05:幼稚園	03:中央区	5301	沼垂幼稚園	新潟市中央区鏡が岡5番5号	025-244-6379
171	05:幼稚園	07:西区	5701	西幼稚園	新潟市西区内野上新町11791番地2	025-262-0161
174	07:教育委員会	03:中央区	-	教育委員会事務局	新潟市中央区古町通7番町1010番地	025-226-3165
176	07:教育委員会	03:中央区	-	教育相談センター	新潟市中央区西大畑町458番地1	025-222-8600
179	07:教育委員会	03:中央区	-	中央区教育支援センター	新潟市中央区西堀通6番町866番地	025-223-7026
183	07:教育委員会	07:西区	-	西区教育支援センター	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7530

No	区分	区	学番	拠点名	コンピュータ台数					
					教職員用 コンピュータ	教育用 コンピュータ	教育用サーバ	教育ネットワーク 端末	出退勤打刻用 タブレット	台数計
23	01:小学校	03:中央区	1301	浜浦小学校	23	0	0	0	1	24
24	01:小学校	03:中央区	1302	関屋小学校	18	0	0	0	1	19
25	01:小学校	03:中央区	1303	鏡淵小学校	25	0	0	0	1	26
26	01:小学校	03:中央区	1304	白山小学校	18	0	0	0	1	19
27	01:小学校	03:中央区	1305	新潟小学校	32	0	0	0	1	33
28	01:小学校	03:中央区	1306	日和山小学校	26	0	0	0	1	27
29	01:小学校	03:中央区	1310	万代長嶺小学校	22	0	0	0	1	23
30	01:小学校	03:中央区	1311	沼垂小学校	23	0	0	0	1	24
31	01:小学校	03:中央区	1312	山潟小学校	25	0	0	0	1	26
32	01:小学校	03:中央区	1313	上所小学校	41	0	0	0	1	42
33	01:小学校	03:中央区	1314	鳥屋野小学校	53	0	0	0	1	54
34	01:小学校	03:中央区	1315	笹口小学校	22	0	0	0	1	23
35	01:小学校	03:中央区	1316	女池小学校	39	0	0	0	1	40
36	01:小学校	03:中央区	1317	有明台小学校	18	0	0	0	1	19
37	01:小学校	03:中央区	1318	南万代小学校	23	0	0	0	1	24
38	01:小学校	03:中央区	1319	上山小学校	44	0	0	0	1	45
39	01:小学校	03:中央区	1320	桜が丘小学校	34	0	0	0	1	35
40	01:小学校	03:中央区	1321	紫竹山小学校	25	0	0	0	1	26
74	01:小学校	07:西区	1701	小針小学校	34	0	0	0	1	35
75	01:小学校	07:西区	1702	新通小学校	31	0	0	0	1	32
76	01:小学校	07:西区	1703	内野小学校	58	0	0	0	1	59
77	01:小学校	07:西区	1704	木山小学校	11	0	0	0	1	12
78	01:小学校	07:西区	1705	赤塚小学校	22	0	0	0	1	23
79	01:小学校	07:西区	1706	小瀬小学校	9	0	0	0	1	10
80	01:小学校	07:西区	1707	笠木小学校	9	0	0	0	1	10
81	01:小学校	07:西区	1708	青山小学校	24	0	0	0	1	25
82	01:小学校	07:西区	1709	真砂小学校	31	0	0	0	1	32
83	01:小学校	07:西区	1710	五十嵐小学校	45	0	0	0	1	46
84	01:小学校	07:西区	1711	坂井輪小学校	37	0	0	0	1	38
85	01:小学校	07:西区	1712	坂井東小学校	25	0	0	0	1	26
86	01:小学校	07:西区	1713	西内野小学校	39	0	0	0	1	40
87	01:小学校	07:西区	1714	東青山小学校	26	0	0	0	1	27
88	01:小学校	07:西区	1715	大野小学校	26	0	0	0	1	27
89	01:小学校	07:西区	1716	黒崎南小学校	18	0	0	0	1	19
90	01:小学校	07:西区	1717	山田小学校	24	0	0	0	1	25
91	01:小学校	07:西区	1718	立仏小学校	22	0	0	0	1	23
92	01:小学校	07:西区	1719	新通つばさ小学校	22	0	0	0	1	23
93	01:小学校	07:西区	1791	内野小学校希望が丘分校	4	0	0	0	1	5
123	02:中学校	03:中央区	2301	関屋中学校	36	0	0	0	1	37
124	02:中学校	03:中央区	2302	鳥屋野中学校	52	0	0	0	1	53
125	02:中学校	03:中央区	2303	白新中学校	29	0	0	0	1	30
126	02:中学校	03:中央区	2304	寄居中学校	23	0	0	0	1	24
127	02:中学校	03:中央区	2305	新潟柳都中学校	24	0	0	0	1	25
128	02:中学校	03:中央区	2307	宮浦中学校	34	0	0	0	1	35
129	02:中学校	03:中央区	2308	上山中学校	58	0	0	0	1	59
130	02:中学校	03:中央区	2309	山潟中学校	28	0	0	0	1	29
149	02:中学校	07:西区	2701	坂井輪中学校	55	0	0	0	1	56
150	02:中学校	07:西区	2702	内野中学校	56	0	0	0	1	57
151	02:中学校	07:西区	2703	赤塚中学校	17	0	0	0	1	18
152	02:中学校	07:西区	2704	中野小屋中学校	13	0	0	0	1	14
153	02:中学校	07:西区	2705	小針中学校	57	0	0	0	1	58
154	02:中学校	07:西区	2706	五十嵐中学校	43	0	0	0	1	44
155	02:中学校	07:西区	2707	小新中学校	28	0	0	0	1	29
156	02:中学校	07:西区	2708	黒崎中学校	38	0	0	0	1	39
157	02:中学校	07:西区	2791	内野中学校希望が丘分校	6	0	0	0	1	7
164	03:中等教育学校	03:中央区	6301	高志中等教育学校	63	44	1	0	1	109
165	04:高等学校	03:中央区	4301	万代高等学校	73	46	1	0	1	121
166	04:高等学校	03:中央区	4302	明鏡高等学校	64	82	1	0	1	148
167	05:幼稚園	03:中央区	5301	沼垂幼稚園	8	0	0	0	1	9
171	05:幼稚園	07:西区	5701	西幼稚園	7	0	0	0	1	8
174	07:教育委員会	03:中央区	-	教育委員会事務局	0	0	0	86	0	86
176	07:教育委員会	03:中央区	-	教育相談センター	0	0	0	6	0	6
179	07:教育委員会	03:中央区	-	中央区教育支援センター	0	0	0	3	0	3
183	07:教育委員会	07:西区	-	西区教育支援センター	0	0	0	3	0	3
合計 64拠点					1,840	172	3	98	60	2,173

各件数は、過去の本業務受託者より提出された「保守業務実施報告書」の件数であり、電話対応分も含む。

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
令和6年度	103	130	312	69	155	99	164	181	1,213
令和5年度	164	164	262	96	194	91	244	104	1,319
令和4年度	159	222	258	178	108	96	331	189	1,541
令和3年度	228	223	286	155	71	37	305	223	1,528
令和2年度	259	356	349	230	123	75	481	250	2,123

各件数は、過去の本業務受託者より提出された「保守業務実施報告書」の件数であり、電話対応も含む。

令和6年度

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教職員用PC (ソフトウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のソフトウェア障害	45	38	59	20	31	15	38	23	269
教職員用PC (ハードウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のハードウェア障害	9	31	161	14	100	52	54	81	502
教育用PC (ソフトウェア)	教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のソフトウェア障害	0	0	3	0	0	0	0	0	3
教育用PC (ハードウェア)	教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のハードウェア障害(ディスプレイも含む)	11	8	6	2	0	0	0	0	27
共有機 (ソフトウェア)	教務室設置の共用コンピュータのソフトウェア障害	2	2	1	0	7	1	1	4	18
共有機 (ハードウェア)	教務室設置の共用コンピュータのハードウェア障害	0	0	2	0	3	3	3	7	18
財務PC (ソフトウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のソフトウェア障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務PC (ハードウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のハードウェア障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プリンタ・コピー機	プリンタ・コピー機の障害	10	9	44	14	5	13	26	13	134
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	10	24	10	8	4	11	25	28	120
校内NW関係	校務系ネットワークに関するルータ・ハブ・ケーブルなどの障害	13	12	18	4	4	1	13	10	75
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	3	6	8	7	1	3	4	15	47
合 計		103	130	312	69	155	99	164	181	1,213

令和5年度

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教職員用PC (ソフトウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のソフトウェア障害	56	67	68	31	91	10	69	17	409
教職員用PC (ハードウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のハードウェア障害	33	36	77	26	79	28	52	41	372
教育用PC (ソフトウェア)	教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のソフトウェア障害	0	1	3	0	0	1	1	0	6
教育用PC (ハードウェア)	教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のハードウェア障害(ディスプレイも含む)	10	0	14	1	2	0	1	0	28
共有機 (ソフトウェア)	教務室設置の共用コンピュータのソフトウェア障害	3	7	8	0	1	6	10	2	37
共有機 (ハードウェア)	教務室設置の共用コンピュータのハードウェア障害	0	0	2	0	4	4	4	7	21
財務PC (ソフトウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のソフトウェア障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1
財務PC (ハードウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のハードウェア障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プリンタ・コピー機	プリンタ・コピー機の障害	21	7	33	8	4	12	47	11	143
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	30	33	34	21	2	9	42	15	186
校内NW関係	校務系ネットワークに関するルータ・ハブ・ケーブルなどの障害	7	9	20	8	9	11	13	2	79
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	4	4	3	1	2	10	4	9	37
合 計		164	164	262	96	194	91	244	104	1,319

令和4年度(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教職員用PC(ソフトウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のソフトウェア障害	14	46	33	44	9	11	87	17	261
教職員用PC(ハードウェア)	教職員用コンピュータ(ノートPC)のハードウェア障害	11	37	23	34	44	24	29	36	238
教育用PC(ソフトウェア)	出退勤タブレット及び教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のソフトウェア障害	1	5	5	2	1	0	1	4	19
教育用PC(ハードウェア)	出退勤タブレット及び教育用コンピュータ(先生機・生徒機)のハードウェア障害(ディスプレイも含む)	0	3	4	0	0	0	5	1	13
共有機(ソフトウェア)	教務室設置の共用コンピュータのソフトウェア障害	2	3	3	7	3	5	14	3	40
共有機(ハードウェア)	教務室設置の共用コンピュータのハードウェア障害	1	0	5	3	1	2	3	4	19
財務PC(ソフトウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のソフトウェア障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1
財務PC(ハードウェア)	財務会計システム用PC・プリンタ・回線のハードウェア障害	0	0	1	0	1	0	0	0	2
プリンタ・コピー機	プリンタ・コピー機の障害	19	17	16	7	7	12	47	7	132
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	12	4	16	6	0	4	20	7	69
校内NW関係	校務系ネットワークに関するルータ・ハブ・ケーブルなどの障害	7	1	7	4	7	4	13	7	50
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	7	6	5	9	9	8	2	5	51
合 計		74	122	118	116	82	70	222	91	895

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教育用PC	教育用コンピュータ(先生機, 児童生徒機)機器の障害(ディスプレイも含む)	0	0	6	2	0	1	0	0	9
LANPC(特別)	図書システム用コンピュータ 特別教室に設置されたコンピュータ	4	4	7	0	0	0	5	15	35
LANPC(普通)	図書システム用コンピュータ 普通教室に設置されたコンピュータ	0	0	1	0	0	0	0	0	1
メールPC	教務室設置のメール 共用コンピュータの障害	7	3	3	3	1	2	5	5	29
先生PC	教職員用コンピュータ(ノートPC)の障害	49	50	66	18	15	9	63	49	319
財務PC	財務会計システム用PC・プリンタ・回線の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プリンタ	レーザープリンタ・インクジェットプリンタの障害(カラーコピーシステムは除く)	8	22	18	10	5	5	19	14	101
カラーコピー	カラーコピーシステムの障害	1	0	0	0	0	1	0	0	2
LANサーバー	校内LANサーバー 機器の障害	0	0	1	8	0	0	0	0	9
PCサーバー	PC教室サーバー 機器の障害	0	0	0	0	0	1	0	0	1
LAN機器	ルータ・ハブ・無線アクセスポイント・無線カード・ケーブルなどの障害	2	7	8	1	3	1	0	0	22
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	11	13	25	0	1	1	3	2	56
UPS	UPSの障害	1	0	0	1	0	2	0	0	4
LAN設定	校内ネットワークの設定に関する障害	0	0	0	0	1	0	1	0	2
PC設定	PCの設定に関する障害	1	0	0	14	0	0	0	0	15
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	1	1	5	5	0	3	13	13	41
合 計		85	100	140	62	26	26	109	98	646

令和3年度

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教育用PC	教育用コンピュータ(先生機、児童生徒機)機器の障害(ディスプレイも含む)	0	0	23	3	4	0	0	0	30
LANPC(特別)	図書システム用コンピュータ 特別教室に設置されたコンピュータ	10	12	9	0	0	1	13	15	60
LANPC(普通)	図書システム用コンピュータ 普通教室に設置されたコンピュータ	0	4	1	0	0	0	0	0	5
メールPC	教務室設置のメール 共用コンピュータの障害	13	6	4	6	4	0	19	20	72
先生PC	教職員用コンピュータ(ノートPC)の障害	102	110	135	60	37	10	158	122	734
財務PC	財務会計システム用PC・プリンタ・回線の障害	1	1	2	0	0	0	0	0	4
プリンタ	レーザープリンタ・インクジェットプリンタの障害(カラーコピーシステムは除く)	59	59	62	27	13	18	58	29	325
カラーコピー	カラーコピーシステムの障害	7	1	0	0	0	0	0	0	8
LANサーバー	校内LANサーバー 機器の障害	0	0	1	10	0	0	0	0	11
PCサーバー	PC教室サーバー 機器の障害	0	0	0	0	0	1	0	0	1
LAN機器	ルータ・ハブ・無線アクセスポイント・無線カード・ケーブルなどの障害	5	3	10	3	4	4	0	0	29
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	21	24	29	1	7	3	0	0	85
UPS	UPSの障害	1	0	3	0	0	0	0	0	4
LAN設定	校内ネットワークの設定に関する障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PC設定	PCの設定に関する障害	2	0	2	39	0	0	0	0	43
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	7	3	5	6	2	0	57	37	117
合 計		228	223	286	155	71	37	305	223	1,528

令和2年度

区分	詳細	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
教育用PC	教育用コンピュータ(先生機、児童生徒機)機器の障害(ディスプレイも含む)	46	44	48	16	23	17	65	33	292
LANPC(特別)	図書システム用コンピュータ 特別教室に設置されたコンピュータ	3	7	4	0	1	1	3	4	23
LANPC(普通)	図書システム用コンピュータ 普通教室に設置されたコンピュータ	1	5	4	0	0	2	0	0	12
メールPC	教務室設置のメール 共用コンピュータの障害	8	3	4	3	1	1	15	10	45
先生PC	教職員用コンピュータ(ノートPC)の障害	89	189	142	85	45	13	238	138	939
財務PC	財務会計システム用PC・プリンタ・回線の障害	1	0	1	0	0	0	0	0	2
プリンタ	レーザープリンタ・インクジェットプリンタの障害(カラーコピーシステムは除く)	55	64	68	26	30	22	52	28	345
カラーコピー	カラーコピーシステムの障害	4	5	2	1	0	0	0	0	12
LANサーバー	校内LANサーバー 機器の障害	0	0	1	19	0	0	0	0	20
PCサーバー	PC教室サーバー 機器の障害	1	1	0	0	0	0	0	0	2
LAN機器	ルータ・ハブ・無線アクセスポイント・無線カード・ケーブルなどの障害	21	20	39	13	5	3	0	1	102
周辺機器	プロジェクタ・デジタルカメラ・スキャナなど周辺機器の障害	19	11	23	8	10	7	0	0	78
UPS	UPSの障害	2	5	1	1	1	3	0	0	13
LAN設定	校内ネットワークの設定に関する障害	0	0	2	1	4	3	0	0	10
PC設定	PCの設定に関する障害	2	0	1	31	0	0	0	0	34
その他	上記のどれにもあてはまらないもの	7	2	9	26	3	3	108	36	194
合 計		259	356	349	230	123	75	481	250	2,123

単位:台

	北区・東区・江南区	中央区・西区	秋葉区・南区・西蒲区	合計
令和6年度	60	57	42	159
令和5年度	48	46	34	128

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
令和4年度	6	23	29	16	11	10	29	15	139
令和3年度	14	12	19	15	14	8	10	10	102
令和2年度	16	14	29	11	16	6	36	13	141